

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和元年10月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン矢本

東松島市小松字上浮足43番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 熊谷 美知雄 仙台市青葉区中央3丁目3番3号	マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 仙台市青葉区中央3丁目3番3号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗	株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗

青森県八戸市根城六丁目22番10号	青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹 札幌市東区北24条東20丁目1-21	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1-21
日本トイザラス株式会社 代表取締役 石橋 善一郎 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	日本トイザラス株式会社 代表取締役社長 アンドレ・アーチャー・ ジェイブス 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社チヨダ 取締役社長 舟橋 政男 東京都杉並区成田東4-39-8	株式会社チヨダ 代表取締役社長 澤木 祥二 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
ケイエフ産業株式会社 取締役社長 井上 高行 栃木県小山市大字横倉新田110番地	株式会社おいかわ 代表取締役 及川 信一 東松島市矢本栄町41
及川 信一 東松島市小松字上浮足43番地	株式会社やまや 代表取締役社長 山内 英靖 仙台市宮城野区榴岡3-4-1
株式会社やまや 代表取締役社長 山内 英靖 仙台市宮城野区榴岡3-7-35	有限会社フジヤ 代表取締役 伊勢 実 石巻市あゆみ野5-1-10
佐々木 健次郎 東松島市矢本字四反走112-3	株式会社エヌ・エス・シー 代表取締役 岡崎 敏之 福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川 東218

4 変更の年月日

3 (1) 令和元年5月31日

3 (2) 平成28年10月24日 (マックスバリュ南東北株式会社)

平成30年3月1日 (株式会社大創産業)

平成26年8月7日 (株式会社ツルハ)

平成31年4月25日 (日本トイザラス株式会社)

平成31年4月1日 (株式会社チヨダ)

平成22年9月1日 (株式会社やまや)

平成21年4月1日 (有限会社フジヤ)

平成31年4月1日 (株式会社エヌ・エス・シー)

5 届出年月日

令和元年9月26日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所

7 縦覧期間

令和元年10月9日から令和2年2月10日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。